

教育委員会事務の委任等に関する規則の一部  
を改正する規則の制定について

## 教育委員会事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会事務の委任等に関する規則（昭和47年川崎市教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第7項第1号中「及び利用許可」を削り、「こと」の次に「（指定管理者が行う事務を除く。）」を加え、同項に次の1号を加える。

（3）川崎市多摩市民館の施設及び設備の目的外使用許可に関すること。

第2条第8項第1号中「及び利用許可」を削り、「こと」の次に「（指定管理者が行う事務を除く。）」を加え、同項第2号中「こと」の次に「（指定管理者が行う事務を除く。）」を加え、同項に次の1号を加える。

（3）麻生市民館等の施設及び設備の目的外使用許可に関すること。

第3条第7項第1号中「川崎市多摩市民館における」を「多摩区における課題解決のための」に、「振興」を「推進」に改め、同項第2号を次のように改める。

（2）多摩区の特性を生かした生涯学習及び社会教育の振興に関すること。

第3条第7項第3号を削り、同項第4号中「川崎市多摩市民館における」を削り、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第3号の次に次の2号を加える。

（4）川崎市多摩市民館に係る告示及び公告に関すること。

（5）川崎市多摩市民館に係る指定管理者に関すること（市議会に提出する議案及び議会との連絡調整に関するものを除く。）。

第3条第8項第1号中「麻生市民館等における」を「麻生区における課題解決のための」に、「振興」を「推進」に改め、同項第2号を次のように改める。

（2）麻生区の特性を生かした生涯学習及び社会教育の振興に関すること。

第3条第8項第3号を削り、同項第4号中「川崎市麻生市民館における」を削り、同号を同項第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 麻生市民館等並びに川崎市立麻生図書館及び川崎市立麻生図書館柿生分館（以下「麻生図書館等」という。）に係る告示及び公告に関する事。

第3条第8項第6号を削り、同項第5号を同項第7号とし、同項第4号の次に次の2号を加える。

(5) 麻生市民館等に係る指定管理者に関する事（市議会に提出する議案及び議会との連絡調整に関する事を除く。）。

(6) 麻生図書館等に係る指定管理者に関する事（指定管理者の業務の実施状況の監視に関する事並びに市議会に提出する議案及び議会との連絡調整に関する事を除く。）。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 制 定 理 由

川崎市市民館条例及び川崎市立図書館条例の一部改正により、多摩市民館、麻生市民館、麻生市民館岡上分館、麻生図書館及び麻生図書館柿生分館の管理を指定管理者に行わせることに伴い、所要の整備を行うこと等のため、この規則を制定するものである。

教育委員会事務の委任等に関する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、川崎市教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務（以下「事務」という。）の一部の委任等について定めるものとする。</p> <p>(区長等に委任する事務)</p> <p>第2条 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、区長に委任する。</p> <p>(1) 区内の小学校及び中学校の就学事務に関すること。</p> <p>(2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）及び川崎市住民投票条例（平成20年川崎市条例第26号）による区内の学校施設の一時使用に関すること。</p> <p>2 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、川崎区長に委任する。</p> <p>(1) 川崎市教育文化会館、川崎市教育文化会館大師分館及び川崎市教育文化会館田島分館（以下「教育文化会館等」という。）の施設及び設備の維持管理及び利用許可に関すること。</p> <p>(2) 川崎市立川崎図書館大師分館及び川崎市立川崎図書館田島分館の施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>3 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、幸区長に委任する。</p> <p>(1) 川崎市幸市民館及び川崎市幸市民館日吉分館（以下「幸市民館等」という。）の施設及び設備の維持管理及び利用許可に関すること。</p> <p>(2) 川崎市立幸図書館及び川崎市立幸図書館日吉分館の施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>4 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、中原区長に委任する。</p> <p>(1) 川崎市中原市民館の施設及び設備の維持管理に関すること（指定管理者が行う事務を除く。）。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、川崎市教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務（以下「事務」という。）の一部の委任等について定めるものとする。</p> <p>(区長等に委任する事務)</p> <p>第2条 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、区長に委任する。</p> <p>(1) 区内の小学校及び中学校の就学事務に関すること。</p> <p>(2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）及び川崎市住民投票条例（平成20年川崎市条例第26号）による区内の学校施設の一時使用に関すること。</p> <p>2 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、川崎区長に委任する。</p> <p>(1) 川崎市教育文化会館、川崎市教育文化会館大師分館及び川崎市教育文化会館田島分館（以下「教育文化会館等」という。）の施設及び設備の維持管理及び利用許可に関すること。</p> <p>(2) 川崎市立川崎図書館大師分館及び川崎市立川崎図書館田島分館の施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>3 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、幸区長に委任する。</p> <p>(1) 川崎市幸市民館及び川崎市幸市民館日吉分館（以下「幸市民館等」という。）の施設及び設備の維持管理及び利用許可に関すること。</p> <p>(2) 川崎市立幸図書館及び川崎市立幸図書館日吉分館の施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>4 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、中原区長に委任する。</p> <p>(1) 川崎市中原市民館の施設及び設備の維持管理に関すること（指定管理者が行う事務を除く。）。</p>

(2) 川崎市中原市民館の施設及び設備の目的外使用許可に関する事

5 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、高津区長に委任する。

(1) 川崎市高津市民館及び川崎市高津市民館橋分館（以下「高津市民館等」という。）の施設及び設備の維持管理に関する事（指定管理者が行う事務を除く。）。

(2) 川崎市立高津図書館橋分館の施設及び設備の維持管理に関する事（指定管理者が行う事務を除く。）。

(3) 高津市民館等の施設及び設備の目的外使用許可に関する事。

6 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、宮前区長に委任する。

(1) 川崎市宮前市民館及び川崎市宮前市民館菅生分館（以下「宮前市民館等」という。）の施設及び設備の維持管理及び利用許可に関する事。

(2) 川崎市立宮前図書館の施設及び設備の維持管理に関する事。

(3) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の施設及び設備の維持管理に関する事（指定管理者が行う事務を除く。）。

(4) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の施設及び設備の目的外使用許可に関する事。

7 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、多摩区長に委任する。

(1) 川崎市多摩市民館の施設及び設備の維持管理に関する事（指定管理者が行う事務を除く。）。

(2) 川崎市立多摩図書館の施設及び設備の維持管理に関する事。

(3) 川崎市多摩市民館の施設及び設備の目的外使用許可に関する事。

8 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、麻生区長に委任する。

(1) 川崎市麻生市民館及び川崎市麻生市民館岡上分館（以下「麻生市民館等」という。）の施設及び設備の維持管理に関する事（指定管理者が行う事務を除く。）。

(2) 川崎市立麻生図書館の施設及び設備の維持管理に関する事 （指定管理者が行う事務を除く。）。

(3) 麻生市民館等の施設及び設備の目的外使用許可に関する事。

(2) 川崎市中原市民館の施設及び設備の目的外使用許可に関する事。

5 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、高津区長に委任する。

(1) 川崎市高津市民館及び川崎市高津市民館橋分館（以下「高津市民館等」という。）の施設及び設備の維持管理に関する事（指定管理者が行う事務を除く。）。

(2) 川崎市立高津図書館橋分館の施設及び設備の維持管理に関する事（指定管理者が行う事務を除く。）。

(3) 高津市民館等の施設及び設備の目的外使用許可に関する事。

6 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、宮前区長に委任する。

(1) 川崎市宮前市民館及び川崎市宮前市民館菅生分館（以下「宮前市民館等」という。）の施設及び設備の維持管理及び利用許可に関する事。

(2) 川崎市立宮前図書館の施設及び設備の維持管理に関する事。

(3) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の施設及び設備の維持管理に関する事（指定管理者が行う事務を除く。）。

(4) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の施設及び設備の目的外使用許可に関する事。

7 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、多摩区長に委任する。

(1) 川崎市多摩市民館の施設及び設備の維持管理及び利用許可に関する事。

(2) 川崎市立多摩図書館の施設及び設備の維持管理に関する事。

(新設)

8 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、麻生区長に委任する。

(1) 川崎市麻生市民館及び川崎市麻生市民館岡上分館（以下「麻生市民館等」という。）の施設及び設備の維持管理及び利用許可に関する事。

(2) 川崎市立麻生図書館の施設及び設備の維持管理に関する事。

(新設)

9 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、市民文化局長に委任する。

(1) 川崎市教育文化会館及び市民館の施設及び設備の維持管理に係る川崎市教育文化会館及び市民館相互間の連絡調整に関すること。

10 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、こども未来局長に委任する。

(1) 青少年の家、少年自然の家、黒川青少年野外活動センター及び子ども夢パーク（以下「青少年教育施設」という。）の施設及び設備の維持管理に関すること（指定管理者が行う事務を除く。）。

(2) 青少年教育施設の施設及び設備の目的外使用許可に関すること。

（区長等に補助執行させる事務）

第3条 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、区長に補助執行させる。

(1) 区内の社会教育の広報及び連絡に関すること。

2 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、川崎区長に補助執行させる。

(1) 教育文化会館等における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。

(2) 教育文化会館等における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。

(3) 川崎市教育文化会館における視聴覚ライブラリーに関すること。

(4) 川崎市教育文化会館における区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関すること。

(5) 川崎市社会教育委員会教育文化会館専門部会に関すること。

(6) 川崎市立川崎図書館大師分館及び川崎市立川崎図書館田島分館における閲覧奉仕業務及び図書整備業務に関すること（図書の収集、選定、除籍を除く。）。

3 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、幸区長に補助執行させる。

(1) 幸市民館等における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。

(2) 幸市民館等における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。

9 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、市民文化局長に委任する。

(1) 川崎市教育文化会館及び市民館の施設及び設備の維持管理に係る川崎市教育文化会館及び市民館相互間の連絡調整に関すること。

10 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、こども未来局長に委任する。

(1) 青少年の家、少年自然の家、黒川青少年野外活動センター及び子ども夢パーク（以下「青少年教育施設」という。）の施設及び設備の維持管理に関すること（指定管理者が行う事務を除く。）。

(2) 青少年教育施設の施設及び設備の目的外使用許可に関すること。

（区長等に補助執行させる事務）

第3条 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、区長に補助執行させる。

(1) 区内の社会教育の広報及び連絡に関すること。

2 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、川崎区長に補助執行させる。

(1) 教育文化会館等における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。

(2) 教育文化会館等における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。

(3) 川崎市教育文化会館における視聴覚ライブラリーに関すること。

(4) 川崎市教育文化会館における区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関すること。

(5) 川崎市社会教育委員会教育文化会館専門部会に関すること。

(6) 川崎市立川崎図書館大師分館及び川崎市立川崎図書館田島分館における閲覧奉仕業務及び図書整備業務に関すること（図書の収集、選定、除籍を除く。）。

3 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、幸区長に補助執行させる。

(1) 幸市民館等における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。

(2) 幸市民館等における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。

- (3) 川崎市幸市民館における視聴覚ライブラリーに関する事。
  - (4) 川崎市幸市民館における区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関する事。
  - (5) 川崎市社会教育委員会議幸市民館専門部会に関する事。
  - (6) 川崎市立幸図書館日吉分館における閲覧奉仕業務及び図書整備業務に関する事（図書の収集、選定、除籍を除く。）。
- 4 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、中原区長に補助執行させる。
- (1) 中原区における課題解決のための生涯学習及び社会教育の推進に関する事。
  - (2) 中原区の特性を生かした生涯学習及び社会教育の振興に関する事。
  - (3) 区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関する事。
  - (4) 川崎市中原市民館に係る告示及び公告に関する事。
  - (5) 川崎市中原市民館に係る指定管理者に関する事（市議会に提出する議案及び議会との連絡調整に関する事を除く。）。
  - (6) 川崎市社会教育委員会議中原市民館専門部会に関する事。
- 5 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、高津区長に補助執行させる。
- (1) 高津区における課題解決のための生涯学習及び社会教育の推進に関する事。
  - (2) 高津区の特性を生かした生涯学習及び社会教育の振興に関する事。
  - (3) 区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関する事。
  - (4) 高津市民館等及び川崎市立高津図書館橋分館に係る告示及び公告に関する事。
  - (5) 高津市民館等に係る指定管理者に関する事（市議会に提出する議案及び議会との連絡調整に関する事を除く。）。
  - (6) 川崎市立高津図書館橋分館に係る指定管理者に関する事（指定管理

- (3) 川崎市幸市民館における視聴覚ライブラリーに関する事。
  - (4) 川崎市幸市民館における区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関する事。
  - (5) 川崎市社会教育委員会議幸市民館専門部会に関する事。
  - (6) 川崎市立幸図書館日吉分館における閲覧奉仕業務及び図書整備業務に関する事（図書の収集、選定、除籍を除く。）。
- 4 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、中原区長に補助執行させる。
- (1) 中原区における課題解決のための生涯学習及び社会教育の推進に関する事。
  - (2) 中原区の特性を生かした生涯学習及び社会教育の振興に関する事。
  - (3) 区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関する事。
  - (4) 川崎市中原市民館に係る告示及び公告に関する事。
  - (5) 川崎市中原市民館に係る指定管理者に関する事（市議会に提出する議案及び議会との連絡調整に関する事を除く。）。
  - (6) 川崎市社会教育委員会議中原市民館専門部会に関する事。
- 5 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、高津区長に補助執行させる。
- (1) 高津区における課題解決のための生涯学習及び社会教育の推進に関する事。
  - (2) 高津区の特性を生かした生涯学習及び社会教育の振興に関する事。
  - (3) 区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関する事。
  - (4) 高津市民館等及び川崎市立高津図書館橋分館に係る告示及び公告に関する事。
  - (5) 高津市民館等に係る指定管理者に関する事（市議会に提出する議案及び議会との連絡調整に関する事を除く。）。
  - (6) 川崎市立高津図書館橋分館に係る指定管理者に関する事（指定管理

者の業務の実施状況の監視に関する事並びに市議会に提出する議案及び議会との連絡調整に関する事を除く。)

(7) 川崎市社会教育委員会高津市民館専門部会に関する事。

6 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、宮前区長に補助執行させる。

(1) 宮前市民館等における生涯学習及び社会教育の振興に関する事。

(2) 宮前市民館等における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関する事。

(3) 川崎市宮前市民館における視聴覚ライブラリーに関する事。

(4) 川崎市宮前市民館における区社会教育関係団体(青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。)との連絡調整に関する事。

(5) 川崎市社会教育委員会宮前市民館専門部会に関する事。

(6) 川崎市宮前市民館菅生分館における図書閲覧等に関する事。

(7) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設に係る告示及び公告に関する事。

(8) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設に係る指定管理者に関する事(市議会に提出する議案及び議会との連絡調整に関する事を除く。)

(9) 川崎市社会教育委員会高津・野川生涯学習支援施設専門部会に関する事。

7 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、多摩区長に補助執行させる。

(1) 多摩区における課題解決のための生涯学習及び社会教育の推進に関する事。

(2) 多摩区の特性を生かした生涯学習及び社会教育の振興に関する事。

(削る)

(削る)

(3) 区社会教育関係団体(青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。)との連絡調整に関する事。

者の業務の実施状況の監視に関する事並びに市議会に提出する議案及び議会との連絡調整に関する事を除く。)

(7) 川崎市社会教育委員会高津市民館専門部会に関する事。

6 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、宮前区長に補助執行させる。

(1) 宮前市民館等における生涯学習及び社会教育の振興に関する事。

(2) 宮前市民館等における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関する事。

(3) 川崎市宮前市民館における視聴覚ライブラリーに関する事。

(4) 川崎市宮前市民館における区社会教育関係団体(青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。)との連絡調整に関する事。

(5) 川崎市社会教育委員会宮前市民館専門部会に関する事。

(6) 川崎市宮前市民館菅生分館における図書閲覧等に関する事。

(7) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設に係る告示及び公告に関する事。

(8) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設に係る指定管理者に関する事(市議会に提出する議案及び議会との連絡調整に関する事を除く。)

(9) 川崎市社会教育委員会高津・野川生涯学習支援施設専門部会に関する事。

7 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、多摩区長に補助執行させる。

(1) 川崎市多摩市民館における生涯学習及び社会教育の振興に関する事。

(新設)

(2) 川崎市多摩市民館における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関する事。

(3) 川崎市多摩市民館における視聴覚ライブラリーに関する事。

(4) 川崎市多摩市民館における区社会教育関係団体(青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。)との連絡調整に関する事。

<p>(4) <u>川崎市多摩市民館に係る告示及び公告に関すること。</u></p> <p>(5) <u>川崎市多摩市民館に係る指定管理者に関すること（市議会に提出する議案及び議会との連絡調整に関するものを除く。）。</u></p> <p>(6) 川崎市社会教育委員会議多摩市民館専門部会に関すること。 8 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、麻生区長に補助執行させる。 (1) <u>麻生区における課題解決のための生涯学習及び社会教育の推進</u>に関すること。 (2) <u>麻生区の特性を生かした生涯学習及び社会教育の振興に関すること。</u> (削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(3) <u>区社会教育関係団体</u>（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関すること。</p> <p>(4) <u>麻生市民館等並びに川崎市立麻生図書館及び川崎市立麻生図書館柿生分館（以下「麻生図書館等」という。）に係る告示及び公告に関すること。</u></p> <p>(5) <u>麻生市民館等に係る指定管理者に関すること（市議会に提出する議案及び議会との連絡調整に関するものを除く。）。</u></p> <p>(6) <u>麻生図書館等に係る指定管理者に関すること（指定管理者の業務の実施状況の監視に関すること並びに市議会に提出する議案及び議会との連絡調整に関するものを除く。）。</u></p> <p>(7) 川崎市社会教育委員会議麻生市民館専門部会に関すること。 (削る) 9 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、こども未来局長に補助執行させる。 (1) 青少年教育施設に係る告示及び公告に関すること。 (2) 青少年教育施設に係る指定管理者に関すること。 (3) 川崎市社会教育委員会議青少年教育施設専門部会に関すること。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(5) 川崎市社会教育委員会議多摩市民館専門部会に関すること。 8 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、麻生区長に補助執行させる。 (1) <u>麻生市民館等における生涯学習及び社会教育の振興</u>に関すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(2) <u>麻生市民館等における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。</u></p> <p>(3) <u>川崎市麻生市民館における視聴覚ライブラリーに関すること。</u></p> <p>(4) <u>川崎市麻生市民館における区社会教育関係団体</u>（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(5) 川崎市社会教育委員会議麻生市民館専門部会に関すること。 (6) <u>川崎市麻生市民館岡上分館における図書の閲覧等に関すること。</u> 9 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、こども未来局長に補助執行させる。 (1) 青少年教育施設に係る告示及び公告に関すること。 (2) 青少年教育施設に係る指定管理者に関すること。 (3) 川崎市社会教育委員会議青少年教育施設専門部会に関すること。</p>
--	--

川崎市教育機関事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について

## 川崎市教育機関事務分掌規則の一部を改正する規則

川崎市教育機関事務分掌規則（平成3年川崎市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条の表図書館の項中第10号を第13号とし、第9号を第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (12) 麻生図書館及び麻生図書館柿生分館に係る指定管理者に関すること  
(指定管理者の業務の実施状況の監視に関することに限る。)(多摩図書館に限る。)

第4条の表図書館の項中第8号を第10号とし、第5号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、同項第4号中「限る。)」を「限る。))」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (5) 麻生図書館及び麻生図書館柿生分館における図書の選定及び除籍に関すること(多摩図書館に限る。)

第4条の表図書館の項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 麻生図書館柿生分館の施設及び設備の維持管理に関すること(指定管理者が行う事務を除く。)(多摩図書館に限る。)

第4条の表図書館分館の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

別表多摩市民館の項、麻生市民館の項、麻生市民館岡上分館の項、麻生図書館の項及び麻生図書館柿生分館の項を削る。

### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 制 定 理 由

川崎市市民館条例及び川崎市立図書館条例の一部改正により、多摩市民館、麻生市民館、麻生市民館岡上分館、麻生図書館及び麻生図書館柿生分館の管理を指定管理者に行わせることに伴い、所要の整備を行うため、この規則を制定するものである。

川崎市教育機関事務分掌規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第3条 略 (事務分掌)</p> <p>第4条 教育機関の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育文化会館</p> <p>(1) 区の生涯学習及び社会教育に係る区役所との連絡調整に関する こと。</p> <p>教育文化会館分館</p> <p>(1) 区の生涯学習及び社会教育に係る区役所との連絡調整に関する こと。</p> <p>市民館</p> <p>(1) 区の生涯学習及び社会教育に係る区役所との連絡調整に関する こと。</p> <p>市民館分館</p> <p>(1) 区の生涯学習及び社会教育に係る区役所との連絡調整に関する こと。</p> <p>図書館</p> <p>(1) 館の施設及び設備の維持管理に関すること (川崎図書館、中原 図書館及び高津図書館に限る。)</p> <p><u>(2) 麻生図書館柿生分館の施設及び設備の維持管理に関すること</u> <u>(指定管理者が行う事務を除く。)(多摩図書館に限る。)</u></p>	<p>第1条～第3条 略 (事務分掌)</p> <p>第4条 教育機関の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育文化会館</p> <p>(1) 区の生涯学習及び社会教育に係る区役所との連絡調整に関する こと。</p> <p>教育文化会館分館</p> <p>(1) 区の生涯学習及び社会教育に係る区役所との連絡調整に関する こと。</p> <p>市民館</p> <p>(1) 区の生涯学習及び社会教育に係る区役所との連絡調整に関する こと。</p> <p>市民館分館</p> <p>(1) 区の生涯学習及び社会教育に係る区役所との連絡調整に関する こと。</p> <p>図書館</p> <p>(1) 館の施設及び設備の維持管理に関すること (川崎図書館、中原 図書館及び高津図書館に限る。)</p> <p>(新設)</p>

(3) 館の市税外収入に関すること。

(4) 資料及び情報の収集、保存及び提供、講演等の開演その他の奉仕活動に関すること。

(5) 麻生図書館及び麻生図書館柿生分館における図書の選定及び除籍に関すること（多摩図書館に限る。）。

(6) 高津図書館橘分館における図書の選定及び除籍に関すること（高津図書館に限る。）。

(7) 自動車文庫の運営に関すること（宮前図書館に限る。）。

(8) 図書館オンライン・システムの管理及び運営に関すること（中原図書館に限る。）。

(9) 他の図書館その他の関係機関との協力に関すること。

(10) 川崎市社会教育委員会議図書館専門部会に関すること（中原図書館に限る。）。

(11) 図書館相互間の連絡調整に関すること（中原図書館に限る。）。

(12) 麻生図書館及び麻生図書館柿生分館に係る指定管理者に関すること（指定管理者の業務の実施状況の監視に関することに限る。）（多摩図書館に限る。）。

(13) 高津図書館橘分館に係る指定管理者に関すること（指定管理者の業務の実施状況の監視に関することに限る。）（高津図書館に限る。）。

図書館分館  
(削る)

(1) 館の市税外収入に関すること。

(2) 館の市税外収入に関すること。

(3) 資料及び情報の収集、保存及び提供、講演等の開演その他の奉仕活動に関すること。  
(新設)

(4) 高津図書館橘分館における図書の選定及び除籍に関すること（高津図書館に限る。）

(5) 自動車文庫の運営に関すること（宮前図書館に限る。）。

(6) 図書館オンライン・システムの管理及び運営に関すること（中原図書館に限る。）。

(7) 他の図書館その他の関係機関との協力に関すること。

(8) 川崎市社会教育委員会議図書館専門部会に関すること（中原図書館に限る。）。

(9) 図書館相互間の連絡調整に関すること（中原図書館に限る。）。  
(新設)

(10) 高津図書館橘分館に係る指定管理者に関すること（指定管理者の業務の実施状況の監視に関することに限る。）（高津図書館に限る。）。

図書館分館  
(1) 館の施設及び設備の維持管理に関すること（柿生分館に限る。）。  
(2) 館の市税外収入に関すること。

(2) 資料及び情報の収集、保存及び提供その他の奉仕活動に関する  
こと。

(3) 他の図書館その他の関係機関との協力に関すること。

日本民家園

(略)

青少年科学館

(略)

第5条～第9条 略

別表（第2条、第5条関係）

教育機関の名称	教育機関の長の名称
略	
宮前市民館	館長
(削る)	
(削る)	
略	
宮前市民館菅生分館	分館長
(削る)	
略	
多摩図書館	館長
(削る)	
略	
幸図書館日吉分館	分館長

(3) 資料及び情報の収集、保存及び提供その他の奉仕活動に関する  
こと。

(4) 他の図書館その他の関係機関との協力に関すること。

日本民家園

(略)

青少年科学館

(略)

第5条～第9条 略

別表（第2条、第5条関係）

教育機関の名称	教育機関の長の名称
略	
宮前市民館	館長
多摩市民館	館長
麻生市民館	館長
略	
宮前市民館菅生分館	分館長
麻生市民館岡上分館	分館長
略	
多摩図書館	館長
麻生図書館	館長
略	
幸図書館日吉分館	分館長

(削る)		麻生図書館柿生分館	分館長
略		略	

## 議案第31号

川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程の一部を改正する訓令の制定について

川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程の一部を改正する訓令

川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程（昭和50年川崎市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表麻生図書館柿生分館の項を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 制 定 理 由

川崎市立図書館条例の一部改正により、麻生図書館柿生分館の管理を指定管理者に行わせることに伴い、所要の整備を行うため、この訓令を制定するものである。

川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程 新旧対照表

改正後		改正前	
第1条～第2条 略 別表（第2条関係）		第1条～第2条 略 別表（第2条関係）	
出勤記録管理者		出勤記録管理者	
設置箇所	出勤記録管理者となる 職	設置箇所	出勤記録管理者となる 職
川崎市教育委員会事務局事務分掌規則第3条に掲げる課	課長	川崎市教育委員会事務局事務分掌規則第3条に掲げる課	課長
川崎市教育委員会事務局事務分掌規則第3条に掲げる部相当の室	庶務を担当する担当課長	川崎市教育委員会事務局事務分掌規則第3条に掲げる部相当の室	庶務を担当する担当課長
総合教育センター	室長	総合教育センター	室長
学校給食センター	所長	学校給食センター	所長
図書館 (削る)	館長	図書館 <u>麻生図書館柿生分館</u>	館長 <u>分館長</u>
日本民家園	園長	日本民家園	園長
青少年科学館	館長	青少年科学館	館長
市立学校	校長	市立学校	校長
前各項に定める設置箇所以外の勤務箇所	教育長が別に定める	前各項に定める設置箇所以外の勤務箇所	教育長が別に定める